

令和 5年 4月 2 / 日

陳 述 書

東京地方裁判所民事第3 4部合議甲B係 御中

警視庁

1 はじめに

私は、警視庁公安部外事第一課（以下「外事一課」といい、同課員を「外事一課員」といいます。）で勤務していた当時、この訴訟の原告である大川原化工機株式会社、大川原正明氏、相嶋静夫氏及び島田順司氏に係る外国為替及び外国貿易法違反被疑事件（以下「本件事件」といいます。）の捜査につき、対象貨物となったRL-5型という噴霧乾燥器（以下「RL-5」といいます。）の最低温となる箇所を特定するための実験を行いましたので、その状況についてお話しします。

2 RL-5を用いた実験について

当時、本件事件の捜査については、外事一課 [ ] 警視（以下「 [ ] 警視」といいます。）及び [ ] 警部（以下「 [ ] 警部」といい、両人を併せて「 [ ] 警視ら」といいます。）の指揮の下、主に、噴霧乾燥器の輸出規制要件である輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令2条の2第2項5号の2ハの「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」という条文に当たる「輸出貿易管理令の運用について」の解釈について大学教授等の専門家から聴取し、どのような条件を満たせばいいのかを確認した上で、RL-5がその条件を満たす機能を有しているかという点に重点を置き、捜査が行われました。

RL-5の最低温度箇所を特定するに当たっては、熱風が送り込まれる乾燥室から最も距離が遠い「排気口」が最も温度が低くなるとの、他の外事一課員が実施した噴霧乾燥器のシステム設計等を行っている [ ] 株式会社からの聴取に基づき、 [ ] 警視らが、私たち外事一課員に対し、同箇所の温度を測定するよう指示をしました。私は、他の外事一課員とともに、企業が所有するRL-5を用いて液体等を入れずに

熱風を送り込む空運転（以下「空運転」といいます。）の状態、熱電対による排気口の温度の計測実験を行ったところ、当該温度が100度以上を2時間超維持することが可能という実験結果を得ました。この実験は、■■■■警部が指揮し、私も立ち会いました。

しかし、その後、他の外事一課員が、再度■■■■株式会社で最低温度となる箇所について詳細に確認したところ、同社から、サイクロンやバグフィルタの下の方まで風が通らないため、これらの箇所の温度が一番低くなる可能性があり、噴霧乾燥器内部で最低温度となる箇所を特定するには、排気口その他、サイクロン及びバグフィルタの下部の温度を測定する必要がある旨を聴取したことにより、この3箇所を含む複数の箇所の温度を計測する実験を行うこととなりました。

私は、■■■■警視ほか複数の外事一課員とともに、RL-5の排気口、サイクロン、バグフィルタを中心に合計10箇所にサーモラベルを貼付し、設定温度を190度から220度として空運転を行ったところ、バグフィルタの下部がそれら10箇所の中で最も温度が低くなることが判明しました。